

豊かな自然に包まれた薩摩川内市で自然を感じながらワーケーションを行いませんか？

モニターには奨励金を支給します！
企業等：20万円 県外在住の個人：6万円

薩摩川内市ワーケーションモニター募集要項

本事業は、本市の産業人材確保及び移住定住に向けた関係人口の拡大、地域事業者等との交流を通じた地域課題の解決、本市でのワーケーションのPRなどを目的としたモニターツアーです。



用語の定義

ワーケーション 休暇や出張等を兼ねて普段の職場や居住地とは異なる場所に滞在し、リモートワークや研修などを行うこと。

企業等 県外に本社、本店又は本部を置く企業又は団体。

社員等 鹿児島県を除く日本国内に住所を有し、居住実態がある者。

モニターの要件

企業等又は県外在住の個人で次に掲げる要件の全てに該当すること。

(宗教、政治活動、暴力団員が構成員に含まれる者等は対象外となります。)

- 1 テレワークの活用を通して柔軟な働き方を実践していること又はサテライトオフィスの設置など本市への企業立地を検討していること。
- 2 本市でのワーケーション終了後、社内等への広報宣伝に努めること。
- 3 メディア等の取材に対し、企業等名及び氏名を公表できること。
- 4 本市でのワーケーションについて、国、県等から同趣旨の助成金等の交付を別途受けていないこと。
- 5 本市でのワーケーション期間中、市の取材等に協力すること。

奨励金の額

企業等 20万円

県外在住の個人 6万円 ※源泉徴収を行うため、振込金額は奨励金額を下回る場合があります。

ワーケーションの要件

ワーケーションの要件は次のとおりになります。

- 1 本市内で3泊以上のワーケーションを実施すること。ただし連泊に限る。企業等の場合は3名以上の社員等で実施し、原則、実施期間、宿泊先を統一すること。
- 2 宿泊場所は本市内の宿泊施設に限定する。
- 3 実績報告書の提出までに、ワーケーションの様子をソーシャルメディアに「#薩摩川内市」、「#薩摩川内市に移住」、「#薩摩川内市ワーケーション」を付けて3回以上投稿すること。ただし、投稿するソーシャルメディアは X、Instagram、TikTok、Facebook、youtube のいずれかとし、ストーリーズなど一定時間で投稿が削除されるものは不可とする。
- 4 滞在期間中に1回以上事業協同組合薩摩川内市企業連携協議会、川内商工会議所又は薩摩川内市商工会会員との交流、もしくは地域住民との交流を行うこと。
- 5 滞在期間中は、休暇と仕事の両方を実施すること。

お手続きの流れ

- 1 【申込者】要件を確認後、申込希望フォームにて連絡
- 2 【市・申込者】オンライン相談・説明
- 3 【申込者】申込
ワーケーションを実施する4週間前までに次の書類を郵送または持参により提出。
 - ・薩摩川内市ワーケーションモニター申込書（様式第1号）
 - ・事業実施計画書（様式第2号）
 - ・県外在住の個人の場合は顔写真付きの身分証明書の写し
- 4 【市】審査
- 5 【市】結果通知
薩摩川内市ワーケーションモニター実施承諾書（様式第3-1号）または薩摩川内市ワーケーションモニター不採択通知書（様式第3-2号）により結果を通知。
- 6 【申込者】ワーケーションの実施
- 7 【申込者】実績報告
ワーケーションの終了日から10日以内に次の書類を郵送または持参により提出。
 - ・薩摩川内市ワーケーションモニター実績報告書（様式第4号）
 - ・事業実績書（様式第5号）
 - ・宿泊数証明書（様式第6号）や領収書の写しなど本市内の宿泊施設に3泊以上宿泊したことを証明するもの。
 - ・ワーケーションの様子が分かる写真
 - ・口座振込依頼書（様式第7号）
 - ・県外在住の個人の場合は通帳又はキャッシュカードの写し
- 8 【市】奨励金の交付

お問合せ及び提出先

〒895-8650 薩摩川内市神田町3番22号

薩摩川内市役所 経済シティセールス部 産業人材確保・移住定住戦略室

TEL:0996-23-5111 MAIL:jinzakakuho@city.satsumasendai.lg.jp